

## 主なご意見等

## ガイドラインにおける対応案等

## 外航の減便・撤退リスクについて

1 特に地方空港におけるリスクについて、自治体等に対するリスク分担の求め方として、例えば、リスク分担に関する具体的なスキームを作ることが考えられるのではないか。

「9. 航空会社とグラハム事業者との取引」において、本邦航空会社やグラハム事業者が人件費や資機材費等の準備コストを回収できない状況を理解した上で地方自治体等が支援を検討するなど、関係者間での適切なリスク分担のあり方の検討をすることが望ましい旨を追記。

## ガイドラインの実効性について

2 実効性のあるガイドラインの下で委託者・受託者が対等な関係で長期的なパートナーシップの構築を目指すことが重要。本ガイドラインがしっかりと網羅的に遵守されるよう、航空局の強い指導力による実効性の担保も重要。

地方自治体、空港会社や空港ビル会社に対しても策定したガイドラインを共有し、説明会等の開催により広く周知と認知を図っていくことを想定。また、外航に対しても本ガイドラインの趣旨を正確に理解していただくよう、英語版を策定し、関係者の協力を得て周知していくことを想定。

3 実際の価格転嫁をどういうように進めるかという点で、政府が策定している労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月)の活用等も記載するべき。

「9. 航空会社とグラハム事業者との取引」において、関係法令の遵守に加え、当該指針も踏まえた適正な価格による取引の推進が重要である旨を追記するとともに、「12. 参考」において当該指針を紹介。

4 健全な競争の促進、雇用の確保、品質の担保については、議論としては難しく、ケースバイケースになるという認識。どのようにガイドラインに盛り込むかという点も含めて要検討。

「9. 航空会社とグラハム事業者との取引」において、不健全な競争(過当競争)や不合理なダンピングの抑制、計画的な人材確保・育成、DXの推進等、グラハム事業者による、サービス品質及び生産性の向上に取り組む必要性を追記。

## 外航等への適用について(独禁法の適用を含む)

5 航空会社とグラハム事業者の取引における独禁法の適用に関して、厳格な対応を明記すべき。

「6. 取適法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について」において、優越的地位の濫用を行った者に対する措置内容、当該行為に抵触する恐れのある場合は優越Gメンによる立入調査の実施可能性を追記した上で、航空会社とグラハム事業者間における取引には、独禁法が適用されうる旨を追記。

## 第3回WGにおける主なご意見等

| 主なご意見等               |   | ガイドラインにおける対応案等  |
|----------------------|---|---|
| プランディングについて(競争環境を含む) |   |   |
| 6                    | 日本の商品を高付加価値で売ることなど、例えばグラハンをブランド化していくような発想がとても重要。グラハン業務はある種コストだと認識され買い叩かれやすいが、定時運航、安全・安心、作業の丁寧さなど日本のクオリティの高さを示すことで、グラハンを高付加価値化させ戦略的に価格転嫁を進めることが重要。               | グラハン業務のプランディング化については、質の良い事業者がより高く評価されることが1つの手法として考えられる。空港グランドハンドリング協会としてもブランド化の必要性は認識しているものの、現時点においてガイドラインへ反映するための検討が十分ではないことから、継続的な検討課題として受け止め、引き続き関係者間で協議していくこととした。 |
| 7                    | 過当競争や不当廉売等、問題視される不健全な競争が行われているならば是正されるべき。   | 「9. 航空会社とグラハン事業者との取引」において、不健全な競争(過当競争)や不合理なダンピングの抑制に取り組む必要性を追記。   |
| 8                    | 自主行動計画やパートナーシップ構築宣言等は対外的に公表されるので、企業としては自社名による宣言、あるいは業界としての宣言内容について、責任を持って実施いただくことが望ましく、自らの宣言がある種のプランディングにつながる側面もある。   | 「8. 受託中小企業振興法について」において、自主行動計画及びパートナーシップ構築宣言に積極的に取り組むことで、取適法や独禁法の執行を補完しながら適正な価格転嫁等が推進される旨を追記。  |
| チェックリストについて          |   |   |
| 9                    | 実際の取引や交渉の際に、委託事業者が受託事業者に対して適正な取引を担保する上での具体的なチェック項目(三六協定の違反件数等や、事故発生件数等)を確認し、適正な価格かどうかを判断できると実効性が高まるを感じる。また、ガイドラインの趣旨を踏まえた事業者間における実務で活用可能なチェックリストの策定と活用の推奨が望ましい。 | チェックリストについては、関係者間で協議し、今後策定予定。   |

## 第3回WGにおける主なご意見等

| 主なご意見等 |  | ガイドラインにおける対応案等   |
|--------|--|--|
| その他    |  |  |
| 10     | 本ガイドラインの作成目的や適正取引推進の意義について、航空機の安全・安心な運航の確保である点を強調。   | 「はじめに」、「9. 航空会社とグラハム事業者との取引」、「10. 適正な取引を推進するうえで必要な関係事項」において、適正取引の推進が安全・安心な運航を支えているものである旨を追記。 |
| 11     | 取適法の適用基準と照合し、適用されない事業者や取引等がどの程度あるのか把握しておく必要がある。  | 大部分のグランドハーリング事業者は取適法の対象となると思慮。(参考資料のとおり)   |
| 12     | 独禁法と取適法で全ての取引が網羅されるものではないため、取適法の対象とならなくとも取引適正化を進めていくという文脈を適正化ガイドラインに書くことは非常に重要。法の趣旨等もガイドラインに幅広に記載できるとより良い。                                   | 「9. 航空会社とグラハム事業者との取引」において、取適法、独禁法の適用対象外の取引にあっても、当然に適正取引を推進していくことの重要性を追記。                     |
| 13     | 「11. 航空会社とグラハム事業者の取引」については、内容的に重要性が高くガイドラインとして適正取引を推進していくことを示すためにも、また、グラハム業務をさらにブランディング化していくためにも、その背景や現状の問題等を追記し、より強調することが大切であり、掲載位置の見直しも必要。 | 構成について当該パートを9. として再編した上で、内容を充実させるため、安全・安心な運航の確保、適正な競争環境の構築、地方空港における撤退リスクの適切な負担のあり方等について追記。   |